

日本文化伝承の館「こしがや能楽堂」使用上のお願い

1. 使用前に責任者の方は、窓口受付までいらしていただき、職員の指示を受けてください。
2. 非常口、避難経路を必ず、ご確認ください。
3. 使用時間には、準備及び片付け時間が含まれています。使用時間の厳守に御協力ください。
※終了時間5分前までに事務所（内線20）へ連絡してください。職員が確認に伺います。
4. 使用した座卓等の備品類は、元の場所に戻してください。
※「備品」・「器具」・「設備」等は、大切に取り扱いってください。
5. 使用した茶器類は、湯沸室で洗浄後に元の場所に戻してください。
※茶葉・布巾は各自でご用意ください。
6. 許可なく施設内での「募金」「物品販売」「飲食物の提供」「広告物の掲示」「ビデオ撮影」などはお断りします。
7. 音響設備、照明設備などは職員の説明及び許可を得てからご使用ください。※有料品有り
8. 使用事項の変更について
 - (1)変更は速やかに行ってください。使用日当日の変更は出来ません。
 - (2)1つの使用許可につき1回のみ変更が出来ます。2回目以降の変更は出来ません。
 - (3)変更の出来る期間に関しては、使用申請可能な期間に限ります。
9. その他
 - (1)搬入、搬出などに時間が掛かる場合には、特に使用時間にご注意ください。
 - (2)ゴミなどは各自でお持ち帰りください。「来た時よりも、美しく」を心がけてください。
 - (3)壁、扉、ガラス等への「張り紙」「画鋲」「釘打ち」は、固くお断りをいたします。
 - (4)共用部分（玄関広間、廊下など）に受付を設置する場合、職員の指示に従ってください。
 - (5)アルコール類の飲用は禁止です。また、喫煙は指定された場所のみでお願いいたします。

※能舞台を使用希望の方は別紙「能舞台利用時の注意事項」を参照ください。

キャンセル料について

施設の使用を取消した場合は、期間により下記のとおり取消料金の支払いが生じます。

使用施設	申出日・金額
①能舞台、中庭見所、楽屋を使用するとき	申出日：使用日の2月前の日まで
	取消料：使用料の半額
※申出日が使用日の「2月前の日」を過ぎた場合は、取消料金は「使用料の全額」となります。	
②能舞台を使用し、かつ、 和室、大広間又は応接室を使用するとき	申出日：使用日の2月前の日まで
	取消料：使用料の半額
※申出日が使用日の「2月前の日」を過ぎた場合は、取消料金は「使用料の全額」となります。	
③和室、大広間、又は、 応接室を使用するとき	申出日：使用日の1月前の日まで
	取消料：使用料の半額
※申出日が使用日の「1月前の日」を過ぎた場合は、取消料金は「使用料の全額」となります。	

※「能舞台を使用し、かつ、和室、大広間又は応接室を予約していた」場合で和室のみを取り消しする場合は、②と同様の取り扱いとなります。

詳しくは、日本文化伝承の館「こしがや能楽堂」までお問い合わせください。

越谷市花田六丁目6番地1 ☎048(964)8700 FAX048(964)8622